

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第62条の規定に基づき商品取引責任準備金（以下「準備金」という。）の積立て及び取崩し等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商品取引事故

商品取引所法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第112条に規定する事故

(2) 現物先物取引

商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第8項第1号に掲げる取引

(3) 現金決済先物取引

法第2条第8項第2号に掲げる取引

(4) 指数先物取引

法第2条第8項第3号に掲げる取引

(5) 先物オプション取引

法第2条第8項第4号に掲げる取引

(6) 商品清算取引

法第2条第15項に掲げる取引

2 この規則において事故率とは、次に掲げる数式により計算して得た数とする。ただし、小数点第9位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{事故率} = \frac{A}{B}$$

(備考)

① Aは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における事故による支払額の合計額（現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及び

先物オプション取引に係る支払額のうち、会員が、専門知識及び経験を有する者（省令第107条に定める者をいう。以下同じ。）から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）

- ② Bは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及び先物オプション取引の取引金額（先物オプション取引においては対価の額の合計額）の合計額（自己の計算による取引並びに会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額（先物オプション取引においては対価の額の合計額）を除く。）

（準備金の積立等）

第3条 会員は、毎月、次の各号に定めるところにより得られた額の合計額を準備金として第5条に規定する積立最高限度額になるまで積み立てるため、毎月の積立金に相当する金額（円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）を様式第1号によりあらかじめ本会に届け出るとともに、本会が別に定める金融機関（以下「銀行等」という。）に開設した専用口座（以下「専用口座」という。）に、翌月20日までに積み立てなければならない。

- (1) 次の数式により計算して得たA₁又はA₂のいずれか大きい金額

$$A_1 = B \times \text{事故率}$$

$$A_2 = B \times \frac{1}{100\text{万}}$$

ただし、既に積み立てられた準備金の額が1,000万円に満たない場合にあつては、次の数式により計算して得たA₃又はA₄のいずれか大きい金額

$$A_3 = B \times \text{事故率} \times 2$$

$$A_4 = B \times \frac{2}{100\text{万}}$$

(備考)

Bは、現物先物取引（自己の計算による取引及び第5号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (2) 次の数式により計算して得たA₅又はA₆のいずれか大きい金額

$$A_5 = C \times \text{事故率}$$

$$A_6 = C \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Cは、現金決済先物取引（自己の計算による取引及び第6号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (3) 次の数式により計算して得たA₇又はA₈のいずれか大きい金額

$$A_7 = D \times \text{事故率}$$

$$A_8 = D \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Dは、指数先物取引（自己の計算による取引及び第7号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (4) 次の数式により計算して得たA₉又はA₁₀のいずれか大きい金額

$$A_9 = E \times \text{事故率}$$

$$A_{10} = E \times \frac{1}{10\text{万}}$$

(備考)

Eは、先物オプション取引（自己の計算による取引及び第8号に掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額

- (5) 次の数式により計算して得たA₁₁の金額

$$A_{11} = F \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Fは、現物先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

(6) 次の数式により計算して得たA₁₂の金額

$$A_{12} = G \times \frac{1}{100万}$$

(備考)

Gは、現金決済先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

(7) 次の数式により計算して得たA₁₃の金額

$$A_{13} = H \times \frac{1}{100万}$$

(備考)

Hは、指数先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

(8) 次の数式により計算して得たA₁₄の金額

$$A_{14} = I \times \frac{1}{10万}$$

(備考)

Iは、先物オプション取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の対価の額の合計額

- 2 会員は、商品取引事故の状況その他商品市場における取引等の状況からみて必要と認めるときは、前項の積立金に加えてその専用口座に準備金を別途積み立てるものとする。
- 3 会員は、第1項及び第2項の規定に基づき準備金を積み立てたときは、様式第2号により、積み立てた金額を、積み立てた日の5営業日後までに本会に報告しなければならない。
- 4 前項の報告に当たっては、専用口座の金銭の出入りを記録した通帳（以下「通帳」という。）の写し及び当該専用口座を設置している銀行等の発行する残高証明書（以下「残高証明書」という。）を添付しなければならない。

- 5 会員は、専用口座に積み立てられた準備金を担保その他これに類するものに供してはならない。
- 6 会員は、事業年度終了の月の翌月25日までに、様式第3号により、事故率（次条の規定に基づき準備金の積立てを行う会員にあっては、事故率及び同条第1項に定める特例事故率）を本会に報告しなければならない。

（準備金の積立ての特例）

第3条の2 事故率が0.00006250を超える会員は、前条の規定にかかわらず、0.00006250以上であって会員が定める率（以下「特例事故率」という。）を事故率とみなして前条第1項第1号から第4号までの計算を行うことができる。

2 前項の規定の適用を受けた会員は、特例事故率による積立てをした事業年度終了の日において、第1号又は第2号のいずれか低い金額を一括して準備金に積み立て、その積立額に相当する金額を翌事業年度開始の月の末日までに専用口座に積み立てなければならない。ただし、第1号の金額が第2号の金額より低い会員が積み立てる金額は、第1号の金額から前項の規定に基づき積み立てた金額を控除した額とする。

(1) 当該事業年度において第3条第1項の規定の定めるところにより得られた額

(2) 当該事業年度の積立最高限度額から当該事業年度終了の日における準備金の残高を控除した金額

3 会員は、前項の規定により一括して準備金の積立てを行ったときは、様式第3号の2により、事業年度終了の月の翌月末日（当日が休業日の場合には翌営業日）までに当該積み立てた金額を本会に報告しなければならない。その場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。

（商品取引受託業務の許可を受けてから3事業年度以内の会員における準備金の積立額）

第4条 法第190条の許可（更新に係る許可を除く。）を受けた事業年度から3事業年度以内の会員が、前条の規定により、毎月、積み立てるべき準備金の額は、次の各号に定めるところにより得られた額の合計額とする。

(1) 次の数式により計算して得た A'_1 の金額

$$A'_1 = B \times \frac{3}{10万}$$

ただし、既に積み立てられた準備金の額が1,000万円に満たない場合にあっては、

次の数式により計算して得たA' 2の金額

$$A' 2 = B \times \frac{6}{10万}$$

(備考)

Bは、現物先物取引（自己の計算による取引の取引金額及び第5号に掲げる取引を除く。）の取引金額

(2) 次の数式により計算して得たA' 3の金額

$$A' 3 = C \times \frac{3}{10万}$$

(備考)

Cは、現金決済先物取引（自己の計算による取引の取引金額及び第6号に掲げる取引を除く。）の取引金額

(3) 次の数式により計算して得たA' 4の金額

$$A' 4 = D \times \frac{3}{10万}$$

(備考)

Dは、指数先物取引（自己の計算による取引の取引金額及び第7号に掲げる取引を除く。）の取引金額

(4) 次の数式により計算して得たA' 5の金額

$$A' 5 = E \times \frac{3}{1万}$$

(備考)

Eは、先物オプション取引（自己の計算による取引の対価の額の合計額及び第8号に掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額

(5) 次の数式により計算して得たA' 6の金額

$$A' 6 = F \times \frac{1}{100万}$$

(備考)

Fは、現物先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

(6) 次の数式により計算して得たA'8の金額

$$A'8 = G \times \frac{1}{100万}$$

(備考)

Gは、現金決済先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

(7) 次の数式により計算して得たA'9の金額

$$A'9 = H \times \frac{1}{100万}$$

(備考)

Hは、指数先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

(8) 次の数式により計算して得たA'10の金額

$$A'10 = I \times \frac{1}{10万}$$

(備考)

Iは、先物オプション取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の対価の額の合計額

(準備金の積立最高限度額)

第5条 会員の毎事業年度終了の日における準備金の最高限度額（以下「限度額」という。）は、次の各号の定めるところにより得られた額の合計額と1,000万円のいずれか大きい金額とする。

(1) 次の数式により計算して得たX1の金額

$$X1 = Y1 \times \frac{6.25}{10万}$$

(備考)

Y₁は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現物先物取引（自己の計算による取引及び第5号に掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうち1年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額

- (2) 次の数式により計算して得たX₂の金額

$$X_2 = Y_2 \times \frac{6.25}{10万}$$

(備考)

Y₂は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現金決済先物取引（自己の計算による取引及び第6号に掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (3) 次の数式により計算して得たX₃の金額

$$X_3 = Y_3 \times \frac{6.25}{10万}$$

(備考)

Y₃は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち指数先物取引（自己の計算による取引及び第7号に掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (4) 次の数式により計算して得たX₄の金額

$$X_4 = Y_4 \times \frac{6.25}{1万}$$

(備考)

Y₄は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち先物オプション取引（自己の計算による取引及び第8号に掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額

- (5) 次の数式により計算して得たX₅の金額

$$X_5 = Y_5 \times \frac{2}{100万}$$

(備考)

Y₅は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現物先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (6) 次の数式により計算して得たX₆の金額

$$X_6 = Y_6 \times \frac{2}{100万}$$

(備考)

Y₆は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現金決済先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (7) 次の数式により計算して得たX₇の金額

$$X_7 = Y_7 \times \frac{2}{100万}$$

(備考)

Y₇は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち指数先物取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (8) 次の数式により計算して得たX₈の金額

$$X_8 = Y_8 \times \frac{2}{10万}$$

(備考)

Y₈は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち先物オプション取引（会員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の対価の額の合

計額の最も高い事業年度における当該合計額

- 2 会員は、事業年度終了の月の翌月末日までに、様式第4号により、前項の限度額について、本会に報告しなければならない。

(準備金の積立ての停止)

第6条 会員は、準備金の残高が事業年度終了の日において前条に規定する限度額に達していたときは、毎事業年度終了の月の翌月末日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに、様式第5号の申請書を本会に提出し、本会の承認を得た上で、その申請日の属する月以後に係る準備金の積立てを停止することができる。

- 2 前項の規定により準備金の積立てを停止した会員は、1月、4月、7月、10月の各月の20日（当日が休業日の場合は前営業日）における準備金の残高をそれぞれの月の25日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに、様式第6号により本会に報告するものとする。この場合、この報告には、通帳の写し及び残高証明書を添付しなければならない。

(準備金の積立ての停止に伴う措置)

第7条 前条の規定により準備金の積立てを停止した会員は、積立てを停止した事業年度終了の日において、準備金の残高が限度額を下回ったときは、限度額から準備金の残高を控除した金額を、その事業年度終了の日に一括して準備金に積み立て、その積立額に相当する金額を翌事業年度開始の月の末日までに専用口座に積み立てなければならない。

- 2 前条の規定により準備金の積立てを停止した会員は、積立てを再開する月の前月の末日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに、様式第7号の届出書を、本会に提出することにより、届出をした日の属する月の翌月から第3条又は第4条の定める準備金の積立てを再開することができる。この場合において、事業年度終了の日における準備金の残高が限度額を下回ったときは、限度額から準備金の残高を控除した金額を、その事業年度終了の日に一括して準備金に積み立て、その積立額に相当する金額を翌事業年度開始の月の末日までに専用口座に積み立てなければならない。
- 3 会員は、前2項により一括して準備金の積立てを行ったときは、様式第8号により、事業年度終了の月の翌月末日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに当該積み立てた金額を本会に報告しなければならない。その場合において、同報告書には通帳の写

しを添付しなければならない。

- 4 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(準備金の取崩し等)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる金額を準備金から取り崩すことができる。

- (1) 法第214条の2第3項ただし書きの主務大臣の確認を受けたとき

主務大臣の確認を受けた商品取引事故に関し提供することとなった財産上の利益の額

- (2) 裁判所の確定判決を得たとき

確定判決により提供することとなった財産上の利益の額

- (3) 裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に定めるものを除く。）が成立したとき

裁判上の和解において提供することとなった財産上の利益の額

- (4) 民事調停法（昭和26年法律第222号）第16条に規定する調停が成立している場合又は同法第17条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第18条第1項に規定する期間内に異議の申立てがないとき

調停又は決定により提供することとなった財産上の利益の額

- (5) 商品取引所の仲介による和解、商品先物取引協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停による和解、主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立したとき

和解において提供することとなった財産上の利益の額

- (6) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第33条第1項に規定する会則又は当該会則の規定により定められた規則に規定する機関のあっせんによる和解が成立したとき

和解において提供することとなった財産上の利益の額

- (7) 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第1項又は第25条に規定するあっせんによる和解が成立したとき

和解において提供することとなった財産上の利益の額

- (8) 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第4号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品取引受託業務に係る紛争が裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律第6条第1号に規

定する紛争の範囲に含まれるものに限る。)が行う認証紛争解決手続(同法第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。)による和解が成立したとき

和解において提供することとなった財産上の利益の額

(9) 和解が成立したとき(当該和解の手続について弁護士が顧客を代理している場合、当該和解の成立により会員が顧客に対して支払をすることとなる額が1,000万円を超えない場合、並びに当該支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることを当該弁護士が調査し、確認したことを証する書面が会員に交付されている場合に限る。)

和解において提供することとなった財産上の利益の額

(10) 和解が成立したとき(当該和解の手続について司法書士(司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第1項第7号に掲げる事務を行う場合に限る。)が顧客を代理している場合、当該和解の成立により会員が顧客に対して支払をすることとなる額が司法書士法第3条第1項第7号に規定する額を超えない場合、並びに当該支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることを当該司法書士が調査し、確認したことを証する書面が会員に交付されている場合に限る。)

和解において提供することとなった財産上の利益の額

(11) 会員の代表者、代理人、使用人その他の従業員(以下「代表者等」という。)が事故により顧客に損失を及ぼしたとき(1日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が10万円を乗じて得た額を上回らない場合に限る。)

提供した財産上の利益の額

(12) 会員の代表者等が省令第112条第3号及び第4号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼしたとき(法第222条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)

提供した財産上の利益の額

(13) 天災地変等の不可抗力、商品取引事故以外の盗難、横領等により、会員がその顧客に対する債務の履行が困難となった場合、その準備金の取崩しが必要であると主務大臣が承認したとき

主務大臣が承認した額

2 会員の代表者等が、前項の額の全部又は一部を負担した場合又は負担することとなった場合には、準備金から取り崩すことのできる額は、前項の額から、会員の代表者等が負担し又は負担することとなった額を控除した額とする。ただし、会員の代表者等が負担することとなっていた金額の全部又は一部を回収できなかった場合には、当該回収できなかった額を準備金から追加で取り崩すことができる。この場合において

会員は回収できなくなった額及び理由を付した書面を次項の規定に基づく報告書に添付しなければならない。

- 3 会員は、前2項の準備金を取り崩したときは、取り崩した日の属する月の翌月の10日までに、様式第9号により当該取り崩した金額を本会に報告しなければならない。その場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。
- 4 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(限度額を超えた場合の準備金の取崩し)

- 第9条 会員は、毎事業年度終了の日において、準備金の残高が限度額を超えた場合、その超えた額については、準備金を取り崩すことができる。
- 2 会員は、前項の取崩しをする場合には、事業年度終了の月の翌々月15日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに、様式第10号を本会に提出し、本会の承認を得なければならない。
 - 3 会員は、前項の取崩しを行ったときは、様式第11号により当該取り崩した金額を本会に報告しなければならない。その場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。
 - 4 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(合併の場合の準備金の承継)

- 第10条 会員が合併した場合、合併により消滅する会員の準備金は、合併により存続し又は新設される会員が承継するものとする。
- 2 前項の合併によって準備金を承継した会員は、様式第12号により承継後の積立額等を本会に報告しなければならない。その場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。
 - 3 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(分割又は事業譲渡の場合の準備金の承継)

- 第11条 会員が分割又は事業譲渡した場合、分割又は事業譲渡する会員の準備金の全部

又は一部は、分割又は事業譲渡の当事者間の合意により、分割又は事業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を承継する会員が承継するものとする。

- 2 前項の分割又は事業譲渡によって準備金を承継した会員は、様式第13号により承継後の積立額等を本会に報告しなければならない。その場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。
- 3 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(準備金の預託義務)

- 第12条 本会は、会員が商品取引受託業務の廃止等により商品取引員の許可を取り消され又は失効したときにおいて、その者と顧客との間に係争中の商品取引事故があつて、かつ、当該顧客から当該事故に係る損金の請求があるときその他本会が必要と認めるときは、当該会員の準備金の全部又は一部を本会に預託させることができる。
- 2 会員は、前項の預託指示があつた場合には、当該指示があつた日の翌々日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに本会に預託しなければならない。

(関連法規の適用等)

- 第13条 準備金の積立て及び取崩し等に関し、この規則に定めのない事項については、法その他関係法令に定めるところによる。
- 2 本会は、この規則の実施に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、商品市場における取引の委託を受けることの許可を受けた商品取引員の受託に係る商品取引責任準備金の積立て及び預託については、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、「取次ぎに係る商品取引責任準備金の積立て等に関する規則は、廃止する。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。なお、第1条、第3条（ただし、第1項の第1号から第4号までを除く。）、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条については、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月17日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第3条第2項及び第4項を改正。
2. 第3条第2項から第4項を第3項から第5項に繰り下げ、第2項を新設。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

- 第4条、第5条、第6条第1項及び第8条第1項を改正。

附 則

1. この改正は、平成19年9月30日から施行する。
2. 平成19年9月30日前に商品取引事故に係る顧客に対する財産上の利益の提供を行った場合の準備金の取崩しについては、改正前の第7条の規定により、本会の承認を得なければならない。
3. 会員は、この規則の施行の日において、準備金の残高が改正後の第5条第1項の規定に基づき計算した額を超えている場合にあっては、その超える額を本会の承認

を得て取り崩すことができる。

4. 前項の規定に基づく準備金の取崩しの承認を得ようとする会員は、この規則の施行の日から平成19年10月31日までの間に様式第10号により本会に申請しなければならない。
5. 会員は、附則第4項の規定に基づき準備金の取崩しの承認を得て当該準備金の取崩しを行ったときは、様式第11号により当該取り崩した金額を本会に報告しなければならない。この場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。
6. 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。
7. 改正事項 一部改正

附 則

1. この改正は、平成19年11月28日から施行し、平成19年9月30日以降の取引に係る準備金の積立てから適用する。
 2. 平成19年9月30日から同年10月31日までの間の取引に係る準備金の積立ての期限は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年11月30日とする。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。

第3条第6項を改正。第3条の2を新設。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

様式第9号を改正。

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、商品取引責任準備金の積立て等に関する規則（以下「規則」という。）第13条第2項に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(商品取引責任準備金の積立額に係る取引金額等)

第2条 商品取引責任準備金（以下「準備金」という。）の積立額の計算において、規則第3条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号の取引金額並びに同第4号及び第8号の対価の額の合計額とは、次の各号の額とする。

- (1) 規則第3条第1項第1号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (2) 規則第3条第1項第2号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (3) 規則第3条第1項第3号に規定する取引金額は、商品指数市場における取引指数商品に係る帳入指数の月間平均値に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (4) 規則第3条第1項第4号に規定する対価の額の合計額は、商品市場における先物オプション取引に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (5) 規則第3条第1項第5号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (6) 規則第3条第1項第6号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (7) 規則第3条第1項第7号に規定する取引金額は、商品指数市場における取引指数商品に係る帳入指数の月間平均値に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (8) 規則第3条第1項第8号に規定する対価の額の合計額は、商品市場における先物オプション取引に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、規則第4条の準備金の積立額の計算及び規則第5条の限度額の計算において準用する。

(積立金の額の届出)

第3条 会員は、規則第3条第1項に基づく様式第1号の「商品取引責任準備金の積立額に関する届出書」を毎月7日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに本会宛に提出しなければならない。

2 本会は、積立金の計算に必要な帳入値の月間平均額を当該月の第2営業日までに、本会の会員専用ホームページに掲載することにより、会員に通知する。

3 会員は、本会の使用に係る電子計算機と会員の使用に係る電子計算機とを本会が指定した方法により電子通信回線を通じて接続した電子情報処理組織を使用し、本会の指定した電子計算機に備えられたファイルに指定された事項を入力することにより、第1項の届出にかえることができる。

(金融機関)

第4条 規則第3条第1項の「本会が別に定める金融機関」とは、以下の機関とする。

(1) 銀行

(2) 信用組合

(3) 信用金庫

(4) 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

(5) 預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

2 会員は、前項の金融機関に開設した全ての専用口座を、開設後速やかに本会に報告しなければならない。また、専用口座を追加、廃止又は変更したときも同様とする。

(準備金の積立ての報告)

第5条 規則第3条第3項に基づき会員が本会に提出する様式第2号の「商品取引責任準備積立金に関する報告書（I）（月間の取引数量に基づく商品取引責任準備金の積立て）」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。ただし、最初の報告においては、口座設定日から直近までの全期間にわたる通帳の写しを添付しなければならない。

(準備金の積立て停止)

第6条 規則第6条第1項に基づき、会員から様式第5号の「商品取引責任準備金の積立て等の停止に関する申請書」による申請があった場合は、本会は記載内容を確認し、当該会員にその結果を書面により通知するものとする。

2 規則第6条第2項に基づき会員が本会に提出する様式第6号の「商品取引責任準備積立金に関する報告書(Ⅲ)(積み立て停止中における報告)」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。

(準備金の積立ての停止に伴う措置)

第7条 規則第7条第3項に基づき会員が本会に提出する様式第8号の「商品取引責任準備積立金に関する報告書(Ⅳ)(商品取引責任準備金の一括積立て)」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。

(取崩し額の報告)

第8条 規則第8条第1項第1号から第12号の取崩しを行った場合において本会に提出する様式第9号の「商品取引責任準備積立金に関する報告書(V)(商品取引事故による商品取引責任準備金の取崩し)」(以下「責任準備積立金報告書(V)」という。)には、和解等を証する書面、顧客に財産上の利益を提供した旨を証する書面その他本会が必要と認める書面等を添付しなければならない。

2 規則第8条第1項第13号の取崩しを行った場合において本会に提出する様式第9号の「責任準備積立金報告書(V)」には、その事実を証する書面の写しを添付しなければならない。

3 前二項の規定に基づき本会に提出する様式第9号の「責任準備積立金報告書(V)」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。

(限度額を超えた場合の準備金の取崩し額の報告)

第9条 規則第9条第3項に基づき会員が本会に提出する様式第11号の「商品取引責任準備積立金に関する報告書(VI)(積立最高限度額超過の場合の商品取引責任準備金の取崩し)」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。

（合併による準備金の承継に係る報告）

第10条 規則第10条第2項に基づき会員が本会に提出する様式第12号の「合併に関する報告書」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。

（分割又は事業譲渡による準備金の承継に係る報告）

第11条 規則第11条第2項に基づき会員が本会に提出する様式第13号の「分割又は事業譲渡に関する報告書」に添付する通帳の写しは、前回報告の日以降の全期間にわたるものとする。

（秘密保持）

第12条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、準備金の積立て、取崩し等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この細則は、規則の施行日（平成12年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、規則改正の施行の日（平成17年5月1日）から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条第1項、第9条第3項、第9条第4項、第10条、第11条、第12条、第13条及び第14条については、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、規則改正の施行の日（平成18年11月16日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第7条第3項を改正。

附 則

1. この改正は、規則改正の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

2. 改正事項 一部改正。

附 則

この改正は、平成20年5月1日から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

1. 第3条第3項を新設。

2. 第6条第2項、第7条、第8条第1項、第2項、第3項及び第9条を改正。

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備金の積立額に関する届出書

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第3条第1項の規定により、商品取引責任準備金積立額等を、次のとおり報告します。

記

(平成 年 月売買高分)

対 面	1. 現物先物取引	=	円
	2. 現金決済先物取引	=	円
	3. 指数先物取引	=	円
	4. 先物オプション取引	=	円
ブ ロ ・ ネ ッ ト	5. 現物先物取引	=	円
	6. 現金決済先物取引	=	円
	7. 指数先物取引	=	円
	8. 先物オプション取引	=	円
合計(1.~8.)			_____円

その他(_____) _____円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
別紙「商品取引責任準備金積立額の積算明細表」

〔別紙〕

商品取引責任準備金積立額の積算明細表

1．現物先物取引（対面）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入値段の 平均額 (円)	当月取引金額 (円)	積立額(円)
小	計				

2．現金決済先物取引（対面）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入値段の 平均額 (円)	当月取引金額 (円)	積立額(円)
小	計				

3. 指数先物取引（対面）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入指数の 平均額（円）	当月取引金額（円）	積立額(円)
小 計					

4. 先物オプション取引（対面）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入値段の 平均額（円）	当月の対価の額 の合計額（円）	積立額(円)
小 計					

5. 現物先物取引（プロ・ネット）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入値段の 平均額（円）	当月取引金額（円）	積立額(円)
小 計					

6. 現金決済先物取引（プロ・ネット）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入値段の 平均額（円）	当月取引金額（円）	積立額(円)
小 計					

7. 指数先物取引（プロ・ネット）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入指数の 平均額（円）	当月取引金額（円）	積立額(円)
小 計					

8. 先物オプション取引（プロ・ネット）

取引所名	商品名	当月中の 売 買 高 (枚)	当月中の日々 の帳入値段の 平均額（円）	当月の対価の額 の合計額（円）	積立額(円)
小 計					

	当月取引金額又は当月の対価の額の合計額(円)	積立額(円)
小計(1.現物先物取引:対面)		
小計(2.現金決済先物取引:対面)		
小計(3.指数先物取引:対面)		
小計(4.先物オプション取引:対面)		
小計(5.現物先物取引:プロ・ネット)		
小計(6.現金決済先物取引:プロ・ネット)		
小計(7.指数先物取引:プロ・ネット)		
小計(8.先物オプション取引:プロ・ネット)		
合計		

事故率 =	0 .												(小数点第9位を切捨て)
-------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------

特例事故率 =	0 .												(採用する会員のみ記載)
---------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------

料率 (対面)	現物先物取引 =
	現物先物取引 (準備金の残高が1,000万円未満の場合) =
	現金決済先物取引・指数先物取引 =
	先物オプション取引 =

(注)事故率、特例事故率は、商品取引受託業務開始4事業年度目以降の会員のみ記載すること。

特例事故率は、特例事故率を採用する会員のみ記載すること。

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備積立金に関する報告書()
 (月間の取引数量に基づく商品取引責任準備金の積立て)

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第3条第3項の規定により、商品取引責任準備積立金について、次のとおり報告します。

記

(B)の金額を積み立てる前の積立金の残高 (A)		円
積立額(±) (B)		円
内 訳	規則第3条第1項、第3条の2第1項 又は第4条の規定により準備金を積み立てた金額	円
	その他 ()	+ 円
	()	- 円
(B)の金額を積み立てた後の積立金の残高 (A) + (B)		円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
 「専用口座の通帳の写し」「専用口座に係る残高証明書」

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

事故率に関する報告書

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第3条第6項の規定により、事故率について、次のとおり報告します。

記

事故率(A/B) =	0 .									(小数点第9位を切り捨て)
特例事故率 =	0 .									(採用する会員のみ記載)

1. 商品取引事故による支払額の合計額(A)

平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
円	円	円	円

2. 前年度の商品取引事故による支払額の内訳

月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円
月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円

3. 3事業年度の取引金額及び対価の額の合計額(B)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	小 計
現物先物取引	円	円	円	円
現金決済先物取引	円	円	円	円
指数先物取引	円	円	円	円
先物物の取引	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 受託業務開始後3事業年度以内の会員についても提出すること。

規則第3条の2 関連

(様式第3号の2)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備積立金に関する報告書()
(特例事故率に係る商品取引責任準備金の一括積立て)

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第3条の2
第3項の規定により、商品取引責任準備積立金について、次のとおり報告します。

記

(B)の金額を積み立てる前の積立金の残高 (A)	円
規則第3条の2第2項の規定により 準備金を積み立てた金額 (B)	円
(B)の金額を積み立てた後の積立金の残高 (A) + (B)	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
別紙「特例事故率に係る一括積立額の明細表」「専用口座の通帳の写し」

〔別紙〕

特例事故率に係る一括積立額の明細表

1. 一括積立額 (B)

	円
--	---

2. 規則第3条の2第2項第1号の金額 (C)

規則第3条の2第2項第1号の金額	円
------------------	---

3. 規則第3条の2第2項第2号の金額 (D)

規則第3条の2第2項第2号の金額 (E) (F)	円
平成 年度の積立最高限度額 (E)	円
平成 年度の事業年度終了の日における 準備金の残高 (F)	円

4. (C) の金額と (D) の金額を比較したとき、(C) の金額の方が低い場合における積立額 (C)

(C) = (C) - (G)	円
規則第3条の2第2項第1号の金額 (C)	円
当該事業年度において特例事故率により 既に積み立てた準備金の額 (G)	円

- (注) 1. (C) の金額と (D) の金額のいずれか低い金額を積み立てるものとする。
2. (C) の金額が (D) の金額より低い会員は、(C) の金額から (G) の金額を控除した (C) の金額を積み立てるものとする。

規則第5条関連

(様式第4号)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備金の積立最高限度額に関する報告書

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第5条第2項の規定により、商品取引責任準備金の積立最高限度額について、次のとおり報告します。

記

積立最高限度額	円
---------	---

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
別紙「積立最高限度額の明細表」

〔別紙〕

積立最高限度額に関する明細表

1. 積立最高限度額

最高限度額	区 分		算定年度		計算結果
円 (計算結果の合計額と1,000万円のいずれか大きい金額)	対 面	現物先物取引(第1号)	平成	年度	円
		現金決済先物取引(第2号)	平成	年度	円
		指数先物取引(第3号)	平成	年度	円
		先物オプション取引(第4号)	平成	年度	円
	プ ロ ・ ネ ット	現物先物取引(第5号)	平成	年度	円
		現金決済先物取引(第6号)	平成	年度	円
		指数先物取引(第7号)	平成	年度	円
		先物オプション取引(第8号)	平成	年度	円
計算結果の合計額					円

2. 3事業年度の取引金額及び対価の額の合計額

区 分		平成	年度	平成	年度	平成	年度
対 面	現物先物取引(第1号)		円		円		円
	現金決済先物取引(第2号)		円		円		円
	指数先物取引(第3号)		円		円		円
	先物オプション取引(第4号)		円		円		円
プ ロ ・ ネ ット	現物先物取引(第5号)		円		円		円
	現金決済先物取引(第6号)		円		円		円
	指数先物取引(第7号)		円		円		円
	先物オプション取引(第8号)		円		円		円

(注)3事業年度のうち、取引金額及び対価の額の合計額の最も大きい金額に鍵括弧をつける(例、「123,456,789円」)。

規則第 6 条関連

(様式第 5 号)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備金の積立て等の停止に関する申請書

当社の商品取引責任準備金は、平成 年度の事業年度終了の日をもって下記のとおり貴協会「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第 5 条に規定する積立最高限度額に達しておりますので、平成 年度の事業年度開始の月からその積立て等を停止いたしたく、同規則第 6 条の規定に基づき申請します。

記

平成 年度の事業年度終了の日における準備金の残高	円
平成 年度の積立最高限度額	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

規則第6条関連

(様式第6号)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備積立金に関する報告書 ()
(積立て停止中における報告)

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第6条第2項の規定により、商品取引責任準備積立金について、次のとおり報告します。

記

前回報告した日の積立金の残高	(A)	円
積立金の増減額	(B)	+ 円
		- 円
平成 年 月 日現在の積立金の残高	(A) ± (B)	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
「専用口座の通帳の写し」「専用口座に係る残高証明書」

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備金の積立て等の再開に関する届出書

当社は、平成 年度の事業年度開始の月から商品取引責任準備金の積立て等を停止しておりましたが、平成 年 月売買高分からその積立て等を再開いたしたく、貴協会「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第7条第2項の規定に基づき届出します。

なお、事業年度終了の日において、商品取引責任準備金の残高が限度額を下回った場合は、「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第7条第2項の規定に基づき、限度額から残高を控除した額を一括して積み立てます。

記

直前事業年度終了の日における 準備金の残高	円
平成 年度に限度額超過により 準備金を取り崩した金額	円
平成 年度に商品取引事故により 準備金を取り崩した金額	円
届出書の提出日現在の準備金の残高	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備積立金に関する報告書 ()
 (商品取引責任準備金の一括積立て)

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第7条第3項の規定により、商品取引責任準備積立金について、次のとおり報告します。

記

1. 一括積立額の報告

(B)の金額を積み立てる前の積立金の残高 (A)	円
規則第7条第1項及び第2項の規定により 準備金を積み立てた金額 (B)	円
(B)の金額を積み立てた後の積立金の残高 (A) + (B)	円

(参考)一括積立額(B)

一括積立額(C) - (D)	円
平成 年度の積立最高限度額(C)	円
平成 年度の事業年度終了の日における準備金の残高(D)	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
 「専用口座の通帳の写し」

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備積立金に関する報告書()
 (商品取引事故による商品取引責任準備金の取崩し)

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第 8 条第 3 項の規定により、商品取引責任準備積立金の取崩しを行った金額について、下記のとおり報告します。

記

(平成 年 月取崩し分)

商品取引事故により準備金を取り崩した金額	円 (件)
----------------------	-----------

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類

別紙「商品取引事故による商品取引責任準備金の取崩しの明細表」「専用口座の通帳の写し」「和解等を証する書面」「領収書等」「本会が必要と認める書面等」

〔別紙〕 商品取引事故による商品取引責任準備金の取崩しの明細表

区分	番号	委託者名	取崩し額	取崩し日	財産上の利益の額	提供日	備考
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				

合計（取崩し件数・取崩し額）	件	円
----------------	---	---

内 訳	取崩し件数	取崩し額
1．主務大臣への確認申請分 (商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則第2条)	件	円
2．主務大臣への事後報告分 (商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則第6条)	件	円
3．日商協への事後報告分 (商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則第7条)	件	円
4．事故以外で主務大臣が認めた場合 (規則第8条第1項第13号)	件	円
5．日商協の承認を受けた分 (規則平成19年9月30日改正時附則第2項)	件	円

- (注) 1．区分欄には、内訳の1から5の番号を記載すること。
 2．番号欄には、「商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則」の様式第1号、第2号及び第3号の番号(例、H19-1-5)を記載すること。
 3．備考欄には、「財産上の利益の額」と「取崩し額」に相違がある場合の理由等、本会に説明すべき事項について詳細に記載すること。

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

積立最高限度額超過の場合の 商品取引責任準備金の取崩し申請書

平成 年度の事業年度終了の日をもって、当社の商品取引責任準備金は積立最高限度額を超過いたしましたので、貴協会「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第 9 条の規定に基づき、下記のとおりその超過額の取崩しを申請いたします。

記

取崩し可能額のうち取崩しを申請する額	円
取崩し可能額 (A) - (B)	円
平成 年度の事業年度終了の日における準備金の残高 (A)	円
平成 年度の積立最高限度額 (B)	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

規則第9条関連

(様式第11号)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

商品取引責任準備積立金に関する報告書()
(積立最高限度額超過の場合の商品取引責任準備金の取崩し)

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」(以下「規則」という。)第9条第3項の規定により、商品取引責任準備積立金について、次のとおり報告します。

記

(B)の金額を取り崩す前の積立金の残高	(A)	円
限度額超過により準備金を取り崩した金額	(B)	円
(B)の金額を取り崩した後の積立金の残高	(A) (B)	円

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
「専用口座の通帳の写し」

規則第 10 条関連

(様式第 12 号)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

合併に関する報告書

今般、当社は別紙のとおり合併しましたので、貴協会「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第 10 条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
別紙「合併の概要」「専用口座の通帳の写し」

〔別紙〕

合併の概要

1. 合併会社、合併年月日等

新設又は存続する 商品取引員の商号	ふりがな
消滅する商品取引 員の商号	ふりがな
合併年月日	平成 年 月 日

2. 合併会社の準備金の残高等

合併後の準備金の残高		円
内 訳	合併日における準備金の残高 (商号：)	円
	合併日における準備金の残高 (商号：)	円

3. 合併後の商品市場における取引等の受託を行う商品市場等

取引等の受託を行う商品市場	取引等の受託に係る取引の別

規則第 11 条関連

(様式第 13 号)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会 殿

商品取引員名 印

代表者名 印

分割又は事業譲渡に関する報告書

今般、当社は別紙のとおり(分割・事業譲渡)しましたので、貴協会「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第 11 条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

担当者名	部 課	TEL ()
------	-----	---------

(注) 本書面への添付書類
別紙「分割又は事業譲渡の概要」「当事者間の合意に係る書面」「専用口座の通帳の写し」

〔別紙〕

分割又は事業譲渡の概要

1. 承継会社、分割又は事業譲渡年月日等

承継する商品取引 員の商号	ふりがな
分割又は事業譲渡 する商品取引員の 商号	ふりがな
分割又は事業譲渡 年月日	平成 年 月 日

2. 承継会社の準備金の残高等

承継後の準備金の残高（分割又は事業譲渡日現在）		円
内 訳	承継する商品取引員の準備金の残高 （商号： ）	円
	承継した準備金の残高 （商号： ）	円

3. 分割又は事業譲渡により、準備金を承継した金額の算出根拠について

--

4. 分割又は事業譲渡する商品取引員の商品取引事故に係る債務の取り扱いについて

--

4. 分割又は事業譲渡後の商品市場における取引等の受託を行う商品市場等

取引等の受託を行う商品市場	取引等の受託に係る取引の別